

保管場所使用権限疎明書面（自認書）

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

行政書士専用

A

保管場所の位置	
使用者	〒（ ） 住所  （ ） 局 番
	氏名
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
<p>証明申請・届出に係る保管場所である <b>土地・建物</b> は、私の <b>所有・管理</b> 物件であることに間違いありませんので、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。自己使用の場合は自認書とする。 尚、当証明書持参の行政書士 高松 大 に補正及び職印による訂正を承認する。</p> <p>令和 年 月 日 所有者・管理者 〒（ ） 住所  氏名 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p>	

B

A欄	所有者	氏名：	住所：
	共有者	氏名：	住所：

備考

- 保管場所使用権限疎明書面（自認書）・保管場所使用承諾証明書については、本書の目的に当てはまる表題の前の□の中に☑を付ける。
- 保管場所証明申請の場合は**証明申請**に、保管場所の届出の場合は**届出**に○を付ける。
- 土地・建物**については、どちらか当てはまる方に○を付ける。両方当てはまる場合は両方に○を付ける。
- 所有者・管理者**については、どちらか当てはまる方に○を付ける。所有者又は共有者が別々にいるときはA欄に記入する。
- 本書を保管場所使用権限疎明書面（自認書）として使用する場合は、点Aと点Bを直線で結び、「使用者」「使用期間」欄を削除する。
- 虚偽の書類を作成したときは、20万円以下の罰金が科せられるので確認の上、記入すること。

行政書士欄

川崎市高津区久末1883-8  
海事代理士・行政書士 高松海事法務事務所  
行政書士登録第09090460号  
行政書士 高松 大 職印